

公立病院改革プランの概要

団 体 名		滋賀県					
プ ラ ン の 名 称		第二次滋賀県立病院中期計画					
策 定 日		平成 21年 3月 25日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	滋賀県立精神医療センター					
	所 在 地	滋賀県草津市笠山八丁目4番25号					
	病 床 数	100床					
	診 療 科 目	精神科、神経内科、内科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>県立病院は、「滋賀県保健医療計画」(平成20年3月)に基づき、政策医療として高度専門医療や不採算医療を担っており、県民の健康や命を守る「最後の砦」として、各二次保健医療圏の病院等に対応困難な症例にも対応できるよう、三次保健医療圏を対象とした拠点病院としての役割を果たす。</p> <p>県内の精神医療を担う公立病院として、精神科救急医療の充実、また思春期の精神障害やアルコール等中毒性精神障害等の専門医療の充実を図る。</p> <p>心の健康問題に対して、予防から治療、社会復帰までの一貫したサービスを患者の住む地域で提供できるよう、地域の医療機関や保健所等との緊密なネットワークを構築する。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地方公営企業である病院事業は、企業として経済性を発揮することにより、病院の診療収益などにより必要な経費を賄うことが原則である。しかし、一方で県立病院は、その使命として公共性を発揮することも必要であり、県が行う保健衛生行政に協力することや、採算性が低く民間病院等では対応できない高度専門特殊医療を実施し、そのための施設を整備することは、県立病院の役割を果たす上で必要である。</p> <p>ただし、これらの活動・診療は受益者負担によってその全ての経費を賄うには適さない性格のものであり、独立採算の原則の枠から外して一般会計において必要な経費を負担するべきものとされている。</p> <p>地方公営企業法や毎年度総務省から通知される地方公営企業繰出金についての基本的な考え方をもとに、滋賀県病院事業においては、保健衛生行政の実施にかかる経費や病院の役割を果たす上で必要となる経費について、一般会計において負担している。</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(見込み)	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	101.2%	99.3%	101.2%	100.1%	101.4%	税抜き
	職員給与費比率(%)	101.5%	102.8%	99.7%	102.8%	101.3%	税抜き
	病床利用率(%)	79.4%	76.1%	84.0%	85.5%	87.0%	
	医業収支比率(%)	65.4%	62.1%	65.9%	65.1%	65.1%	税抜き
上記目標数値設定の考え方		<p>病床利用の向上を図りながら、計画期間中、経常黒字を達成するよう収支の改善を図る。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成21年度)</p>					

				団体名 (病院名)	滋賀県 (県立精神医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度 (見込み)	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均入院患者数		79.4	76.1	84.0	85.5	87.0	単位:人
1日平均外来患者数		130.0	115.3	117.3	123.2	123.1	単位:人
救急診療受入件数		123	120	125	130	130	単位:件
紹介率		34.2%	34.2%	34.5%	35.0%	35.0%	単位:%
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成19年度から、バランス・スコアカードによる病院マネジメントを進めている。				
		事業規模・形態の見直し	平成18年度から、地方公営企業法を全部適用するとともに、地方独立行政法人制度の長所である中期目標・中期計画の策定による目標管理、外部評価制度の導入や積極的な情報公開を取り入れた滋賀県独自の全部適用方式「全部適用+(プラス)」を導入している。				
		経費削減・抑制対策	時間外勤務の削減や業務改善の推進、他の県立病院との診療材料等の共同購入などにより、費用の削減を図る。				
		収入増加・確保対策	地域の精神科クリニックや病院への訪問による新たな連携病院の確保や、症例検討会の開催などにより地域の精神科クリニックとの連携を強化する。 思春期・アルコール外来の取り組みについて、現在実施している各種プログラムや療法等の現状分析を行うとともに、新たな外来プログラムを開発するなど、専門外来の充実を図る。 専門外来への取り組みに関する広報や各保健医療圏の医療機関との交流を強化し、思春期精神障害、アルコール等依存性精神障害等の積極的な受け入れを進める。 保健所や警察、消防、精神科病院等関係機関との連携を強化し、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対し、より迅速かつ適切な対応ができる体制づくりを進める。				
		その他					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	84.4%	18年度	83.0%	19年度	79.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	入院患者の増加を図るとともに、急性期の患者への対応が拡大できるよう入退院の円滑化による病床の効率的運用に取り組むなど、病床利用の向上に努める。					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する湖南保健医療圏には、下記の4つの公立病院が開設されている。 滋賀県立成人病センター 541床 (守山市) 滋賀県立小児保健医療センター 100床 (守山市) 滋賀県立精神医療センター 100床 (草津市) 守山市民病院 204床(守山市)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	滋賀県保健医療計画においては、「公立・公的病院は、各二次保健医療圏における病診連携の中心になるとともに、地域の医療ニーズや県全体の医療機能のバランスを考慮し、適切かつ効率的な医療機能の充実を図る」こととしている。 また、県立3病院は、「各二次保健医療圏の病院等で対応困難な症例にも対応できるよう、高度かつ特殊な医療機能についての充実・強化に努める」こととしている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年3月	<内容> 県立3病院は、がん、生活習慣病対策、心身障害児や小児慢性疾患への対応、あるいは思春期精神障害やアルコール依存症、処遇困難例などに対する拠点として、いずれも県内全域を対象とする三次的な位置づけを有している。 県立病院としては、地域の医療機関との連携強化や、相互に適切な機能分担を図っていくことは必要であり、連携体制の構築に向け、病診連携や病病連携を今後も引き続き行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	その他特記事項	<時期> 平成21年3月	<内容> 滋賀県病院事業は、平成18年度の地方公営企業法全部適用以降、人事や予算面において病院事業管理者に多くの権限が委譲されるなど、全部適用のメリットを活かした自主・自律による病院経営の取り組みを進めてきたが、全部適用のメリットを十分活用するには至っていないため、まずは全部適用のメリットを最大限活用することを主眼に、引き続き「全部適用+」による病院改革を進めていく。	
		第二次県立病院中期計画における数値目標・アクションプランの進捗度を把握し、9月末および3月末時点での状況について、病院ごとに自己評価を実施する。 平成18年度から設置している「滋賀県立病院経営協議会」において、第二次県立病院中期計画に対する評価・提言をいただき、外部評価結果については、ホームページで公表する。		
		自己評価は年2回(9月末および3月末)実施する。 外部評価については、前年度の実績がまとまり次第、速やかに実施する。		

(別紙)

団体名 (病院名)	滋賀県(県立精神医療センター)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	858	922	870	872	899	914
	(1) 料 金 収 入	640	633	593	633	655	670
	(2) そ の 他	218	289	277	239	244	244
	うち他会計負担金	199	268	255	221	225	225
	2. 医 業 外 収 益	608	598	611	564	559	588
	(1) 他会計負担金・補助金	596	581	596	551	547	576
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	12	17	15	13	12	12
	経 常 収 益 (A)	1,466	1,520	1,481	1,436	1,458	1,502
	入	1. 医 業 費 用 b	1,336	1,409	1,400	1,323	1,381
(1) 職 員 給 与 費 c		871	936	894	869	924	926
(2) 材 料 費		89	91	100	94	98	100
(3) 経 費		212	213	227	243	245	246
(4) 減 価 償 却 費		146	152	161	94	92	111
(5) そ の 他		18	17	18	23	22	22
2. 医 業 外 費 用		94	93	92	96	76	76
(1) 支 払 利 息		79	76	73	77	56	56
(2) そ の 他		15	17	19	19	20	20
経 常 費 用 (B)		1,430	1,502	1,492	1,419	1,457	1,481
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		36	18	11	17	1	21
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	12	0	0	0
	特別損益(D) - (E) (F)	0	0	12	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		36	18	23	17	1	21
累 積 欠 損 金 (G)		198	180	203	186	185	164
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,921	2,150	2,086	2,117	2,120	2,136
	流 動 負 債 (イ)	128	240	115	115	115	115
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	1,793	1,910	1,971	2,002	2,005	2,021
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		131	117	61	31	3	16
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		102.5	101.2	99.3	101.2	100.1	101.4
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		209.0	207.2	226.6	229.6	223.0	221.1
医 業 収 支 比 率 $\frac{(C)}{b} \times 100$		64.2	65.4	62.1	65.9	65.1	65.1
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$		101.5	101.5	102.8	99.7	102.8	101.3
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		0	0	0	0	0	0
病 床 利 用 率		83.0	79.4	76.1	84.0	85.5	87.0

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	滋賀県(県立精神医療センター)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		1. 企業債	50	104	29	293	160
2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
3. 他会計負担金	19	25	28	30	34	35	
4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
7. その他	0	0	0	0	0	0	
収入計(a)	69	129	57	323	194	55	
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	
前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	
純計(a) - {(b) + (c)}(A)	69	129	57	323	194	55	
1. 建設改良費	57	104	31	12	160	20	
2. 企業債償還金	70	85	107	395	130	157	
3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	
4. その他	0	0	1	0	0	0	
支出計(B)	127	189	139	407	290	177	
差引不足額(B) - (A)(C)	58	60	82	84	96	122	
1. 損益勘定留保資金	58	60	82	84	96	122	
2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	
3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
4. その他	0	0	0	0	0	0	
計(D)	58	60	82	84	96	122	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 794,940	() 848,831	() 851,188	() 772,164	() 771,935	() 800,882
資本的収支	() 19,500	() 25,272	() 28,095	() 30,400	() 33,773	() 35,399
合計	() 814,440	() 874,103	() 879,283	() 802,564	() 805,708	() 836,281

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	滋賀県(病院事業合計)
--------------	-------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	13,538	13,121	13,348	14,314	15,241	15,781
	(1) 料 金 収 入	11,649	11,133	11,369	12,447	13,333	13,862
	(2) そ の 他	1,889	1,988	1,979	1,867	1,908	1,919
	うち他会計負担金	1,670	1,768	1,748	1,629	1,670	1,682
	2. 医 業 外 収 益	2,778	2,775	2,578	2,449	2,450	2,523
	(1) 他会計負担金・補助金	2,455	2,408	2,198	2,085	2,086	2,161
	(2) 国 (県) 補 助 金	13	23	27	54	52	49
	(3) そ の 他	310	344	353	310	312	313
	経 常 収 益 (A)	16,316	15,896	15,926	16,763	17,691	18,304
	入	1. 医 業 費 用 b	15,824	15,749	16,140	16,302	17,101
(1) 職 員 給 与 費 c		6,934	7,043	7,365	7,557	8,121	8,252
(2) 材 料 費		3,788	3,519	3,589	3,747	3,966	4,126
(3) 経 費		3,082	3,141	3,268	3,319	3,399	3,498
(4) 減 価 償 却 費		1,871	1,887	1,771	1,526	1,456	1,464
(5) そ の 他		149	159	147	153	159	162
2. 医 業 外 費 用		1,216	1,202	1,086	1,049	1,001	998
(1) 支 払 利 息		603	579	461	452	389	373
(2) そ の 他		613	623	625	597	612	625
経 常 費 用 (B)		17,040	16,951	17,226	17,351	18,102	18,500
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	724	1,055	1,300	588	411	196
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	195	7	7	7
	特別損益(D) - (E) (F)	0	0	195	7	7	7
純 損 益 (C) + (F)	724	1,055	1,495	595	418	203	
累 積 欠 損 金 (G)	11,093	12,148	13,643	14,238	14,656	14,859	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	6,712	6,834	6,353	6,447	6,612	6,957
	流 動 負 債 (イ)	1,558	1,634	1,669	1,669	1,669	1,669
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務 (オ)	5,154	5,200	4,684	4,778	4,943	5,288	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	495	46	516	94	165	345	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.8	93.8	92.5	96.6	97.7	98.9	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	38.1	39.6	35.1	33.4	32.4	33.5	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	85.6	83.3	82.7	87.8	89.1	90.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	51.2	53.7	55.2	52.8	53.3	52.3	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	79.9	79.0	79.5	83.8	82.3	84.1	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	滋賀県(病院事業合計)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	792	1,969	473	1,418	572	461
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	456	565	628	639	660	674
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (県) 補 助 金	0	22	17	4	4	4
	7. そ の 他	30	0	0	1	0	0
	収 入 計 (a)	1,278	2,556	1,118	2,062	1,236	1,139
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	1,278	2,556	1,118	2,062	1,236	1,139	
支 出	1. 建 設 改 良 費	835	583	532	321	612	501
	2. 企 業 債 償 還 金	1,195	2,870	1,452	2,669	1,586	1,646
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	5	0	0	0
	支 出 計 (B)	2,030	3,453	1,989	2,990	2,198	2,147
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	752	897	871	928	962	1,008	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	751	896	870	927	961	1,007
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	1	1	1	1	1	1
	計 (D)	752	897	871	928	962	1,008
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 4,125,644	() 4,176,480	() 3,946,989	() 3,713,713	() 3,755,873	() 3,842,313
資 本 的 収 支	() 456,440	() 564,640	() 627,781	() 638,900	() 659,811	() 674,629
合 計	() 4,582,084	() 4,741,120	() 4,574,770	() 4,352,613	() 4,415,684	() 4,516,942

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。